

1. 件名：火山活動のモニタリング評価結果（2019年度報告）に関する記載事項の確認について
2. 日時：令和2年7月2日(木)16時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門  
内藤安全規制調整官、熊谷管理官補佐、佐藤主任安全審査官、菅谷技術研究調査官  
九州電力株式会社 テクニカルソリューション統括本部土木建築本部部長  
他4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、九州電力株式会社より本年6月18日に提出された「川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果（2019年度報告）」及び本日提出された「第三者（火山専門家）のコメント」に関して、以下の記載事項について確認を行った。
  - ① 原子炉安全専門審査会原子炉火山部会第6回会合(令和元年11月27日開催)で委員から指摘された事項について、2019年度報告でどのように反映したのか。
    - ・阿蘇カルデラのGNSS連続観測データにおいて、余効変動が見られるとした考え方について。
    - ・九州電力が設置したGNSS連続観測点(3箇所)の観測データの蓄積及び長期的なトレンドの要因分析について。
    - ・基線長検知能力の検討における加久藤・小林カルデラについて、他のカルデラと同様にカルデラ周縁の中心に圧力源を設定することについて。
  - ② 「観測データに有意な変化があったと判断する目安」を踏まえた監視項目のデータにおける、衛星観測データについて。
  - ③ 2019年度報告に対して、第三者（火山専門家）からの助言は、どのような内容だったのか。
- (2) 九州電力株式会社から、原子力規制庁からの確認事項について、以下の通り説明があった。

- ① 2019年度報告における反映箇所は、以下のとおりである。
  - ・ P14：熊本地震後の地殻変動については、余効変動とする知見を確認した。
  - ・ P112～P118：GNSS 連続観測点（3箇所）の観測データについては、国土地理院の GEONET と統合解析が可能になった段階で、その位置付けを「中・長期的取組み」から「モニタリング評価」に取り込んでいく予定であることを確認した。なお、長期的なトレンドについては引き続き要因分析を行っているところ。
  - ・ P120：基線長検知能力の検討に当たり、圧力源位置の不確実性を考慮し、各カルデラに新たな圧力源位置を加えて検討を行った。
- ② 公的機関の発表データや主に図面のある文献を収集している。また、衛星観測 SAR データの活用についても検討している。
- ③ 第三者からのコメントについては、提出資料に記載の通りである。いずれの専門家からも、「カルデラ火山の活動状況に変化はないという評価で問題ない。」との助言を受けている。

## 6. 提出資料

- ・ 第三者（火山専門家）のコメント、九州電力株式会社（2020年7月2日）

## 7. 既提出資料（令和2年6月18日受領）

- ・ 川内原子力発電所及び玄海原子力発電所火山活動のモニタリング評価結果について（報告）<https://www.nsr.go.jp/data/000314748.pdf>